

議案第 5 7 号

羽生市行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及
び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例

羽生市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関す
る条例（平成 2 7 年条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては
「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）
については、次のとおりとする。

- （ 1 ） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （ 2 ） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （ 3 ） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表第 1（第 4 条関係）		別表第 1（第 4 条関係）	
機 関	事 務	機 関	事 務
1 市長～	（略）	1 市長～	（略）
6 市長		6 市長	
		7 市長	

7 市長	(略)
8 市長	(略)
9 教育委員会	学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条及び学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第24条の規定による就学困難と認められる児童又は生徒の保護者(学校教育法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。)に対する就学に必要な費用(以下「就学援助費」という。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの
10 教育委員会	(略)

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 市長～ 6 市長	(略)	(略)
7 市長	(略)	(略)
8 市長	(略)	(略)

	「私立幼稚園就園奨励費補助金」という。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	(略)
9 市長	(略)
10 教育委員会	学校教育法第19条及び学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第24条の規定による就学困難と認められる児童又は生徒の保護者(学校教育法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。)に対する就学に必要な費用(以下「就学援助費」という。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの
11 教育委員会	(略)

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 市長～ 6 市長	(略)	(略)
7 市長	私立幼稚園就園奨励費補助金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	(略)	(略)
9 市長	(略)	(略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の別表第1の7市長の項及び別表第2の7市長の項の規定は、改正前の別表第1の7市長の項に規定する補助金の支払が完了するまでの間は、なおその効力を有する。

令和元年9月3日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明